

返戻金制度に関する事項

1. 当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。
2. 当社の紹介により就業した者が入社後 3 ヶ月未満の本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻する制度です。
3. ①入社後 30 日以内で退職の場合 手数料の 50%を返還するものとする
②入社後 60 日以内で退職の場合 手数料の 30%を返還するものとする
③入社後 90 日以内で退職の場合 手数料の 10%を返還するものとする
※ただし返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合があります。